

令和元年12月12日  
中部地方整備局

## 建設業法違反行為に係る指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社KAKEN  
業者の住所 : 静岡県浜松市東区中郡町985-1
- 指名停止措置期間 : 令和元年12月12日から令和2年1月11日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事実概要  
(株)KAKENは、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、政令が定める合計金額(4,000万円)を超える一次下請契約を締結した。  
このことが、建設業法第16条に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和元年11月7日、静岡県知事より監督処分(指示処分)を受けた。
- 指名停止措置理由  
有資格業者である(株)KAKENが、建設業法違反により建設業許可部局である静岡県知事から監督処分(指示処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

## &lt;指名停止措置要領 別表第2&gt;

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一  
契約課長補佐 野田 純大 電話番号(052)953-8138